

平成24年9月美馬市議会定例会議事日程（第3号）

平成24年9月28日（金）午前10時15分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 発議第 1号 美馬市議会会議規則の一部改正について
- 日程第 3 議案第63号 美馬市暴力団排除条例の制定について  
議案第64号 美馬市防災会議条例及び美馬市災害対策本部条例の一部改正について  
議案第65号 美馬市火災予防条例の一部改正について  
議案第66号 平成24年度美馬市一般会計補正予算（第2号）  
議案第67号 平成24年度美馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第68号 平成24年度美馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第69号 平成24年度美馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第70号 平成23年度美馬市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第71号 平成23年度美馬市水道事業会計決算認定について  
議案第72号 平成23年度美馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第73号 平成23年度美馬食肉センター組合歳入歳出決算認定について  
議案第74号 辺地に係る総合整備計画の策定について  
議案第75号 辺地に係る総合整備計画の変更について  
議案第76号 辺地に係る総合整備計画の変更について  
議案第77号 物品購入契約の締結について  
議案第78号 中尾山林業者等健康増進施設の指定管理者の指定について  
議案第79号 美馬市中尾山健康増進施設の指定管理者の指定について  
議案第80号 美馬市木屋平交流施設の指定管理者の指定について  
議案第81号 中尾山森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 発議第 2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

日程第 5 発議第 3号 徳島地方・家庭裁判所美馬支部への裁判官常駐と管内の裁判所充実を求める意見書について

日程第 6 発議第 4号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について

日程第 7 閉会中の継続調査について

日程第 8 議員派遣の件について

平成24年9月美馬市議会定例会会議録（第3号）

---

◎ 招集年月日 平成24年9月28日

---

◎ 招集場所 美馬市議会議場

---

◎ 開 議 午前10時15分

---

◎ 出席議員

1番	中川 重文	2番	林 茂	3番	武田 喜善
4番	上田 治	5番	郷司千亜紀	7番	藤原 英雄
8番	井川 英秋	9番	西村 昌義	10番	国見 一
11番	久保田哲生	12番	片岡 栄一	13番	原 政義
14番	川西 仁	15番	三宅 共	16番	谷 明美
17番	前田 良平	18番	三宅 仁平	20番	武田 保幸

---

◎ 欠席議員

なし

---

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	牧田 久
副市長	河野 尚二
政策監	・坂 章人
企画総務部長	岡田 芳宏
保険福祉部長	宮原 竹市
市民環境部長	武田 晋一
経済部長	猪口 正
建設部長	堀 芳宏
水道部長	山根 義弘
企画総務部理事	加美 一成
保険福祉部理事	藤川 一郎
消防長	大久保利幸
木屋平総合支所長	藤本 高次
企画総務部次長	緒方 利春
企画総務部秘書広聴課長	吉田ますみ
企画総務部財政課長	平井 佳史
会計管理者	緒方 義和

代表監査委員	松家 忠秀
教育長	光山 利幸
副教育長	大垣賢次郎
理事	宮田 英治

---

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健二
議会事務局次長	藤岡 博子
議会事務局次長補佐	小野 洋介

---

◎ 議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

---

◎ 会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

18番	三宅 仁平議員
20番	武田 保幸議員
1番	中川 重文議員

開議 午前10時15分

◎議長（久保田哲生議員）

ただ今より、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にご配付の日程表のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、18番、三宅仁平君、20番、武田保幸君、1番、中川重文君を指名いたします。

議事の都合により、暫時小休いたします。

小休 午前10時16分

---

再開 午後 1時46分

◎議長（久保田哲生議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第2、発議第1号、美馬市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

◎5番（郷司千亜紀議員）

5番。

◎議長（久保田哲生議員）

5番、郷司千亜紀君。

[5番 郷司千亜紀議員 登壇]

◎5番（郷司千亜紀議員）

議長のご指名がございましたので、ただ今上程いただきました発議第1号、美馬市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法第109条第6項及び美馬市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会発議として提出するものであります。

去る8月29日に成立いたしました地方自治法の一部を改正する法律が9月5日に公布され、その中の一部が施行されました。そのことに伴い、美馬市議会会議規則の一部を改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、改正前は公聴会の開催、参考人の招致を法が明確に認めていたのは委員会のみであったものを、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるように改正するものであります。

なお、詳細につきましては、議案書をご覧くださいと思います。

以上で、発議第1号について、提案理由の説明を終わります。

ご審議いただきまして、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ます。

◎議長（久保田哲生議員）

以上で、発議第1号の趣旨説明は終わりました。発議第1号の趣旨は簡明であります。よって、質疑討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第63号、美馬市暴力団排除条例の制定についてから議案第81号、中山森林総合利用施設の指定管理者の指定についてまでの19件を一括し、議題といたします。

この件につきましては、所管の常任委員会及び決算特別委員会に付託しておりましたので、各委員長の報告を求めます。

初めに、産業常任委員会委員長、武田喜善君。

◎3番（武田喜善議員）

3番、武田。

◎議長（久保田哲生議員）

武田喜善君。

[3番 武田喜善議員 登壇]

◎3番（武田喜善議員）

議長のご指名がございましたので、産業常任委員会の審査結果につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、今期定例会において付託されました、議案第66号、平成24年度美馬市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会関係分の予算案件1件、議案第78号、中尾山林業者等健康増進施設の指定管理者の指定についてから、議案第81号、中尾山森林総合利用施設の指定管理者の指定についてまで、その他案件4件の合わせて5議案について、審査のため、去る9月18日に委員会を開催いたしました。

出席の委員は、私を含め6名であります。

付託されました議案の審査に当たり、関係部署より詳細なる説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、質疑の内容について、その一部を報告いたします。

委員から、議案第66号、平成24年度美馬市一般会計補正予算（第2号）のうち、農

業振興費ジビエ安定供給体制整備事業委託料の内容はどういうものなのかとの質疑がありました。

理事者からは、木屋平で捕獲したシカや野生鳥獣などを食肉として加工し販売をしているが、捕獲後、加工施設への速やかな搬入が必要である。せっかく捕獲したものが加工に結びつかないというものが多くあるため、それらを速やかに加工施設へ搬入する必要があり、品質の向上と加工量の増加を図るため、緊急雇用創出事業により、専属の運搬と加工を行う者を雇用するためであるとの答弁がありました。

次に、委員から、林業振興費、公有財産購入費の土地・立木購入費の事業内容についての質疑がありました。

理事者からは、美馬市内で荒廃の恐れのあるまとまった広さの森林21.2ヘクタールを購入し、間伐や植栽などの整備を行うものである。美馬市の森林の多くが個人の所有で、その森林を整備される方の高齢化や後継者不足により、放棄されてしまった森林の増加による森林機能の低下が懸念されている。そこで、県の事業である徳島豊かな森づくり推進基金を活用することで、管理放棄森林の解消や適切な管理や整備が施され、森林が持っている水源の涵養機能であるなどの公益的機能が発揮され、地域の林業振興にも貢献されるものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第78号、中尾山林業者等健康増進施設の指定管理者の指定についてから議案第81号、中尾山森林総合利用施設の指定管理者の指定についてまでのその他案件4件については、8月31日付で株式会社大和土建から提出された陳情書も参考として審査を行いました。

委員から、指定管理者との契約は途中であるが、前任者は責任、いわゆるペナルティは発生しないのか、また、後任についての公募はどのように行ったのかとの質疑がありました。

理事者からは、指定管理を委託していたアルボルこやだいらとの契約期限は来年3月31日までである。しかし、去る6月28日に開催された定期株主総会で9月30日をもって会社を解散することが決定され、指定管理を辞退するという申し出が出された。このため、それに引き継いで受けていただく新しい指定管理者の募集を、市の広報やホームページ、美馬市告知板4カ所等を通じて7月12日から7月31日まで公平・公正に公募を行ったものであり、陳情書に書かれてある内容についての事実はない。また、現管理者への責任やペナルティなどについては、協定書には施設において他の客とのトラブル等が発生した場合にはペナルティが発生すると謳われているが、今回のように会社の解散の場合は、会社に対してはペナルティは発生しないとの答弁がありました。

委員から、契約期間の途中であるのに指定管理料はどうかとの質疑がありました。

理事者から、9月末までは現管理者が営業しており、できるだけ努力し、将来禍根を残すことのないよう努め、指定管理料についても節約するように聞いている。指定管理料については、1年間1,360万円の配分がどういう形なのか手元がないので分からないが、過去3年間の平均の4月から9月末までを前期分と、10月から翌年3月までを後期分と

しており、その配分で10月1日からの新しい方に翌年の3月31日までの指定管理料を出すことになるとの答弁がありました。

また、当委員会は調査未了の事件について閉会中の継続調査を決定し、議長まで申出書を提出いたしました。

以上で、産業常任委員長の報告を終わります。

◎議長（久保田哲生議員）

次に、福祉文教常任委員会委員長、谷明美君。

◎16番（谷 明美議員）

議長、16番。

◎議長（久保田哲生議員）

谷明美君。

[16番 谷 明美議員 登壇]

◎16番（谷 明美議員）

議長のご指名がございましたので、福祉文教常任委員会の審査結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、今期定例会において付託されました、議案第66号、平成24年度美馬市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会関係分及び議案第67号、平成24年度美馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、議案第69号、平成24年度美馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）の予算議案、全4議案について、審査のため、去る9月20日に委員会を開催いたしました。

出席の委員は、私を含め5名であります。

付託されました議案の審査に当たり、関係部署へ詳細なる説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、質疑の内容について、その一部を報告いたします。

まず、議案第66号、平成24年度美馬市一般会計補正予算（第2号）のうち社会福祉費について、社会福祉総務費の福祉サービス利用援助事業委託料というのはどのようなことをするものか、また、障害者福祉費に新体系定着支援事業給付費とあるが、これは新体系と旧体系でどのように違うのかとの質疑がありました。

理事者からは、まず初めに、福祉サービス利用援助事業委託料については、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業に係るものである。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うものであるが、利用者の増加により臨時職員が必要となっている。緊急雇用対策事業として福祉サービス利用援助を社協へ委託するものである。

次に、新体系定着支援事業については、障害者自立支援法の改正により、障害者自立支援施設に入所している障害者がこの事業のサービスを受ける場合、これまで障害の程度により3段階の区分であったのが、新体系ではより細かく6段階の区分へ変更となった。認



定のランクにより報酬額が変わることになるため、その激変緩和措置を講ずるものであるとの答弁がありました。

また、当委員会は、調査未了の事件について閉会中の継続調査を決定し、議長まで申出書を提出いたしました。

以上で、福祉文教常任委員会委員長の報告を終わります。

◎議長（久保田哲生議員）

次に、総務常任委員会委員長、林茂君。

◎2番（林 茂議員）

2番、林。

◎議長（久保田哲生議員）

林茂君。

[2番 林 茂議員 登壇]

◎2番（林 茂議員）

ただ今、議長のご指名がございましたので、総務常任委員会の審査結果を報告させていただきます。

本委員会は、今期定例会において付託されました、議案第63号、美馬市暴力団排除条例制定についてから議案第65号、美馬市火災予防条例の一部改正についてまでの条例案件3件、議案第66号、平成24年度美馬市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会関係分の予算案件1件、議案第74号、辺地に係る総合整備計画の策定についてから議案第77号、物品購入契約の締結についてまでのその他案件4件、以上8議案について、審査のため、去る9月21日に委員会を開催いたしました。

出席の委員は、私を含め7名であります。

付託されました議案審査に当たり、詳細なる説明を求め、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

また、当委員会に送付されておりました陳情等2件につきましては、審査の結果、後ほど発議をいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑の内容について、その一部を報告いたします。

委員から、議案第63号、美馬市暴力団排除条例の制定について、暴力団とはどのようなものを指しているのか、またその判断基準はどうなっているのかとの質疑がありました。

理事者からは、暴力団とは暴力団対策法に規定された暴力団のことをいい、それとは別に暴力団員と密接な関係を有するものについては、暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者、暴力団員を雇用している者、暴力団員または暴力団員を不当に利用していると認められる者などとなっているとの答弁があり、引き続き、委員から、区分けが非常に難しいように思うが、暴力団、暴力団員であるという判断は誰がし、誰が動くのかとの質疑がありました。

理事者からは、それらの情報については警察署の方で把握をしており、市としては警察署とお互いに連絡をとりながら対応していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、議案第66号、平成24年度美馬市一般会計補正予算（第2号）のうち、公共施設再編整備費について、既存庁舎について耐震診断及び耐震補強工事の必要性はないのか、また建物の一部に補強が必要であると聞いているが、その中身はどの質問がありました。

理事者からは、現在使用している庁舎は昭和61年に建てられた建物で、昭和56年以降の新耐震基準に適合した建物であるので、十分な耐震性があると考えている。そして、耐震改修促進法により耐震診断の必要がないこととなっている。また、この耐震基準により建てられた建物については、東日本大震災や阪神淡路大震災において倒壊した事例はほとんど報告されておらず、震度6強、震度7の地震においても十分に耐える建物であると考えている。既存庁舎の補強内容については、新庁舎と既存庁舎を渡り廊下でつなぐことにより同一の建物とみなされるため、エレベーターの排煙設備等、昭和61年以降に改正された建築基準に適合させるための細かな改修を予定しているとの答弁がありました。

次に、委員から、環境衛生費中、環境パトロール員の具体的な内容はどの質疑がありました。

理事者からは、臨時補助員として2名を雇用するもので、その2名ペアで市内全域において、犬の放し飼い、野焼き、不法投棄の防止の指導を行うものである。指導の初期段階においては、パンフレットの配布による指導を行うこととしているとの答弁がありました。

また、当委員会は調査未了の事件について閉会中の継続審査を決定し、議長まで申出書を提出いたしました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

◎議長（久保田哲生議員）

次に、決算特別委員会委員長、三宅共君。

◎15番（三宅 共議員）

15番。

◎議長（久保田哲生議員）

三宅共君。

[15番 三宅 共議員 登壇]

◎15番（三宅 共議員）

議長のご指名がございましたので、決算特別委員会の審査結果につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、今期定例会において付託されました、議案第70号、平成23年度美馬市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第73号、平成23年度美馬食肉センター組合歳入歳出決算認定についてまでの4議案について、審査のため、去る9月24日に委員会を開催いたしました。

出席の委員は、私を含め7名であります。

付託されました議案の審査に当たり、関係部署より詳細なる説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、原案のとおり認定及び可決すべきものと決しました。

それでは、質疑の内容について、その一部を報告いたします。

委員から、指定寄附金の内容についての質疑があり、理事者からは、総務寄附金はふるさと納税に関するもの、商工寄附金はJRのOBから剣山登山道に対して、また教育寄附金はみまっこ健全育成に対して、株式会社ナプラほか江原共聴受信組合など3件からいただいたものであるとの答弁がありました。

次に、委員から災害救助費に係るAEDの状況についての質疑があり、理事者からは市内の24施設に設置をしており、バッテリー交換費用についてはAEDの機種によって異なるが、待機寿命が5年もので7万8,000円である、またパッド交換は1台につき1万2,000円を要するとの答弁がありました。

また、委員から、道路維持費の賃金について、補修のほかパトロールはできないものかとの質疑がありました。

理事者からは、美馬市内で市道は約2,000路線で、距離にすれば約1,200キロメートルはあり、パトロールすることは難しいが、できるだけ点検をし、適切な管理に努めたいとの答弁がありました。

更に、委員から、介護保険料等の滞納者に対する措置についてはどのように対応しているのかとの質疑があり、理事者からは、一般的には年金より保険料を引き落としをしているが、年金額が18万円未満の方については普通徴収ということで、直接納付書による振り込みである。また、保険料が年金額の2分の1となる場合も同様である。また、所得の少ない方については軽減措置をとっている。なお、未納者については、職員2名が直接訪問し徴収するとともに、納付相談を行うなどで対応をしているとの答弁がありました。

以上で審査内容を報告し、決算特別委員会の報告といたします。

◎議長（久保田哲生議員）

以上で、各常任委員会委員長及び決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

次に、お手元にご配付いたしておりますとおり、議案第66号、平成24年度美馬市一般会計補正予算（第2号）に対しまして、中川重文君ほか2名から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

◎1番（中川重文議員）

1番。

◎議長（久保田哲生議員）

1番、中川重文君。

[1番 中川重文議員 登壇]

◎1番（中川重文議員）

おはようございます。ただ今、議長より発言の指名をいただきましたので、議案第66号、平成24年度美馬市一般会計補正予算（第2号）の一部を修正する動議を、地方自治法第115条の3及び美馬市議会会議規則第17条の規定により、別紙修正案を添えて昨日久保田議長に提出しましたので、提案者の私から提案の趣旨説明をさせていただきます。

提出資料はお手元に配付されているとのことでございますので、議員各位の皆様におかれましては、平成24年度美馬市補正予算書（9月議会定例会提出議案）ともども照らし合わせながらご参照願ひ、是非ご賛同願ひたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

補正予算の修正案提出資料は、表紙含めまして5ページであります。要約しまして、公共施設再編整備費の補正予算、つまり美馬市穴吹庁舎改修事業に伴う補正予算6億円について削除、修正した案であり、それ以外のものは一切触れていません。中身については、1ページ、2ページで修正案の第1表歳入歳出予算補正と、第2表に地方債補正の二つの表について、修正前の補正予算額の上に赤字で修正案の補正予算額を提示しています。また、3ページ、4ページは、事項別明細書、修正意見書としまして、1.総括として歳入歳出表、2.歳入、3.歳出とそれぞれ、款、項、目、節の事項別につきまして、修正前の補正予算額の上に同じく赤字で修正案予算額を提示しています。また、削除すべきものについては削除と修正案を明確に記したものであります。

さて、修正提案の趣旨説明であります。何点か説明させていただきます。

まず、第1番目に、補正予算額も然る事乍ら、補正予算を計上して議会の承認を得る手法に私はかねがね異論を唱えています。具体的に言いますと、今回の補正予算は、主なものとして、1.穴吹庁舎改修費、2.世代間交流施設整備事業、3.緊急雇用創出事業、4.社会資本整備総合交付金事業の4項目であります。しかし、内容は異なるのに、議案第66号としてなぜひとくくりにして一括採決をしなければいけないのでしょうか。なぜ4項目それぞれに補正予算計上の議案番号を設けないのでしょうか。

先日、複数の先輩議員の方々から、中川さん、議事の穴吹庁舎改修事業に異議を唱えとるといふことは、議案第66号の2、3、4の三つの事業の補正予算にも異議を唱えることですねと確認されました。何か私はおかしいと思ひます。本末転倒ではないでしょうか。議会本来のチェック機能が發揮されていると胸を張って市民の方々に言えるのでしょうか。つけ加えて言いますが、一方、議案第74号から76号までの3議案は、辺地に係る総合整備計画の策定及び変更であります。これこそひとくくりにして一つの議案で私はよいのではなかろうかと思っております。皆さん、いかがでしょうか。

少し話がそれましたけれども、根本的にそのことがあるのが一つと、私があたかも補正予算すべてに反対し異論を唱えているのではないということをおし上げるとともに、正しい判断ができる議会を構築すべきであると思ひます。

第2番目といたしまして、穴吹庁舎改修事業に関しましては、各方面からもっともっと市民への説明と理解が必要ではないかと美馬市の有権者数の3分の1にも相当する8,000人余りの署名が寄せられていると聞いています。それをごく一部の意見としかとらえていないということには、私は非常に問題であると思ひます。

私は、今回の補正予算そのものよりも、このことに関して市民の方々に合併協定破棄の経緯から、市の財政状況、このように至った経緯をもっと理解していただき、8,000人の方のうちほとんどの方々が、それならよく分かったという、気持ちよく禍根を残すことなく事業に進むのであればその方がよいと思ひますので、9月でなくてもその理解を得

られる期間として、最低でも12月以降に計上して承認を得るべきだと考えるからであります。

次に、3番目といたしまして、2番目の説明に少し関係しますが、急遽議会に諮ろうとして、あいねっとみまで放送したとか広報で周知したとか、各庁舎に掲示板を設置したとありますが、あまりにも短期間の中で説明自体も一方的で誠意ある説明ではなく、市民からの生の声を聞いたということもなく、市民の方々には理解を得たというのには少しほど遠く、拙速な判断ではなかろうかと思うからであります。

以上、補正予算の修正に対しての私の提案説明を主に3点説明させていただきました。私は、計上そのものよりも、かねてから申し上げていきますことは、公共事業を実施する場合には、美馬市民の方々の住民合意形成を図ることが必要不可欠と思う人間でありますので、まずそのことを実施していただきたいと思うからであります。

諸先輩の方々を見まして、どなたをとりましたも私のようなずぶの素人の人はいません。私がこの席に立ち偉そうなことを言う立場ではありませんけれども、そういったことは百も承知していますが、これから先の美馬市議会、少しでも市民の方に信頼される議会であるならばと思ひ修正案を提出させていただきましたので、是非ご理解願いたと思います。

以上、よろしくお願ひします。

◎議長（久保田哲生議員）

提出者の説明は終わりました。

これより、各委員長報告及びただ今の修正案に対しましての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎8番（井川英秋議員）

8番、井川。

◎議長（久保田哲生議員）

8番、井川君。

◎8番（井川英秋議員）

委員長報告に対して質疑を行わせていただきます。先程委員長報告された総務委員長の林さんにちょっとご質疑をしたいと思ひます。明確に報告をしていただいたのでございますが、今も修正議案があったみたいに、議案第66号のうちの公共施設再編の問題についての質疑について、どのような中身がちょっと細かく、委員からどのような質問があったか、また行政側からどのような答弁があったか、また、採決方法はどのようになされたか、その点をちょっとお聞きしたいと思ひますので、ご答弁をよろしくお願ひを申し上げます。

◎2番（林 茂議員）

2番。

◎議長（久保田哲生議員）

2番、林茂君。

◎2番（林 茂議員）

今、井川議員さんの方から質疑がございました議案第66号におけることについての予

算についての質問でございますが、議案第66号は予算の一部について、一部の議員から反対がございましたが、挙手により採決を行い、賛成多数で可決することになりました。

それともう1点は、理事者からの説明はどうあったかということと、それはどういう内容か、いろいろ細かく言われたんですけども。先程、委員長報告の中にほとんど入っていた内容で他は中身的にはあんまりなかった、委員長報告にほとんど集約されていまして、これ以上のことは、あと細かいことと言えば揚げ足取りみたいになっていたんで、それはここであんまり言うべきことではないと思いますんで、委員長報告の内容だけでということでご了承いただければということで、よろしくお願いします。

◎8番（井川英秋議員）

議長。

◎議長（久保田哲生議員）

8番、井川英秋君。

◎8番（井川英秋議員）

なかなか再問にくいような答弁をいただきました。先程、委員長報告の中で耐震問題と構造問題等を明確に答弁していただきましたが、何点か多分あったと思うんですけど、委員の質問でございますので、その辺り結局予算のつけ方とかいろいろ等々あったと思いますが、1点か2点お聞かせ願えればありがたいと思います。その揚げ足拾いというんですか、そうでなしに、委員さんは委員さんなりのやっぱりお考えを持って質問もしたし、行政側は行政側の問題から答弁をなさったと思います。それを1点か2点でも結構でございますので、先程の耐震問題の質疑と構造問題は林委員長の方から、その2点は答弁されたのを私がお聞きしていますんで、できればよろしくお願いを申し上げます。

◎2番（林 茂議員）

議長。

◎議長（久保田哲生議員）

2番、林茂君。

◎2番（林 茂議員）

先程井川議員から言っていますけども、あと1点言うとしたら、中川議員の方から、名前言うたらあかんね、一応8,000人の署名のこと、この反対署名のことで意見がありました。それで、理事者側の答弁といたしましては、説明責任はどうかということで相当説明が必要ということで質問がありましたけど、それに対しては、市民に対する説明は、当然9月のみならず広報で説明していると、またテレビでも説明しているので、それをもって市民に理解をしていただきたいということでございました。それでよろしいですかね。

◎議長（久保田哲生議員）

他に質疑ございませんか。

◎18番（三宅仁平議員）

18番。

◎議長（久保田哲生議員）

18番、三宅仁平君。

◎18番（三宅仁平議員）

今の関連でないけど、総務委員長にちょっと聞きたいことがあります。委員長報告の中で、昭和61年にこの今現在しよる庁舎が完成したと、それから今26年たつとると、それで56年度の耐震にはきちっと合格しとると。そしたら、今24年度はあれ地震7、ほたらこの時は5じゃけんね。2の差がものすごいあるん違うで、ほれにもかかわらず耐震は十二分に通つとると、今の説明だったら昭和56年のに通つとると、どないに言いよったんかな、ここちょっと聞きたいんです。よく、詳しく。ちゅうんが、私は61年に完成しとるのにもかかわらず、ほたら今から足したら26年になると、ほたらその中で、耐震、今現在の平成24年度の耐震は、今、強度を上げないかんと、建物は、それに基準に応じて耐震ありますちゅうて、今、総務委員長の報告があつたんかいな、そこらちょっと詳しく説明願うたらと思います。

◎2番（林 茂議員）

議長。

◎議長（久保田哲生議員）

2番、林茂君。

◎2番（林 茂議員）

今、三宅議員さんの内容なんですけども、先程委員長報告でした結果のとおりなんじゃけど、もう一度言うて下さいということで、ゆっくりと言います。ちょっと早口で分からんのかも分からんので。

公共施設再編整備についての既存庁舎については、耐震及び耐震補強工事の必要性はないのか、また建物の一部に補強が必要であると聞いているが、その中身はどの質問があつたということで、理事者からの答弁ですが、理事者からは現在使用している庁舎は、昭和61年に建てられた建物で、昭和56年以降の新耐震基準に適合した建物であるので、十分な耐震性があると考えていると、そして、耐震改修促進法により耐震診断の必要がないこととなっていると、また後もつと言うたらいいんかな、これでよろしいね。これでよろしいか。

◎18番（三宅仁平議員）

議長。

◎議長（久保田哲生議員）

はい。

◎18番（三宅仁平議員）

委員長、今の報告であつたら、昭和56年の耐震に通過しとると、ほいで今60で、今現在これを建てますと言いよるけん、ほいでこれを今もお宅が言う廊下を伝うて、この旧と新をつなぐや言いよるけん、それからしたら、一応耐震前の昭和60年、ほたら今平成24年度に変わつとるけん、そこらのことをよく今さつき報告してくれよつたけど、持ちますつたら、今から約30年前の、28年正式に、これの耐震のやつで、今この前国の方

を挙げて、国交省が挙げて、これは耐震検討し直さないかんとしとるにもかかわらず、このビルが26年もたつとんに、今現在も屋根は漏りりよるけん、そこらを審議してくれとんだつたら詳しく説明願うたらと思う。

◎2番（林 茂議員）

議長。

◎議長（久保田哲生議員）

2番、林茂君。

◎2番（林 茂議員）

今、三宅議員の内容に対しては質疑がございませんでしたので。

◎議長（久保田哲生議員）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。なお、討論につきましては、議事の都合により議長において発言の順序を整理の上許可をすることといたします。

まず、最初に、議案第66号、平成24年度美馬市一般会計補正予算（第2号）に対しましての修正案がございますので、議案第66号について原案に賛成の討論を含む討論から許可いたします。

討論ございませんか。

◎7番（藤原英雄議員）

議長、7番。

◎議長（久保田哲生議員）

7番、藤原英雄君。

◎7番（藤原英雄議員）

ゆっくりとそれではしゃべらせていただきたいと思います。私は、この原案に対して賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成24年度美馬市補正予算5款総務費40目公共施設再編整備費補正額6億円については、平成18年、市民の代表であります15名の委員の皆さん方によって庁舎検討市民委員会が設置され、8回にわたって会議が開催されました。最終的には本市の財政状況、国の動向等を考えると、新庁舎の建築は急ぐべきではない、しかしながら、そうした庁舎の建築とは別に本市の現状を考えるならば、穴吹庁舎等既存建物を最大限に活用し、本庁機能の一元化を図ることについても検討される必要がある、そしてまた市民サービスの観点からは、旧町村単位での総合窓口の継続が望まれるとの報告書が提出されました。議会においても、庁舎建設特別委員会、庁舎検討特別委員会が合計9回にわたり委員会を開催し、平成22年11月25日に庁舎検討市民委員会と同じように財政破たんを招きかねない新庁舎の建築は行わないことが望ましい、しかし、この問題については理事者は英知を



結集して取り組まなければならないとの委員長報告でありました。そして、この二つの委員会の報告を受け、昨年平成23年3月定例会の冒頭、市長所信表明において穴吹庁舎を増改築し、市役所機能を一元化すると表明されました。そして、昨年の23年6月定例会において、庁舎増改築設計委託料、地質調査委託料合わせて8,345万円が計上され、付託を受けた総務委員会においてさまざまな意見は出ましたけれども、最終的には全会一致で採択をし、本会議においても誰一人の反対者もなく、全会一致で議決をし、1年と3カ月がたった今、実施設計が進み、今議会に公共施設再編整備費6億円が補正計上されたわけであります。

今後の美馬市の財政状況を考えると、平成26年でおおむね終了することになっており、また合併特例債については、今年、平成24年6月20日に延長法案が参議院を通過し、同6月27日に公布され、同日施行となったために5年間の延長が認められましたけれども、交付税においては合併算定替増加分、平成23年度でいいますと約17億円が31年度までの5年間で段階的に削減され、平成32年度にはゼロになることとなっております。

以上のように、平成32年度からは市民サービスの低下、財政面においては非常に厳しい財政状況になることが予想されております。比較的安定をしているこの時期に建設コストを抑えた現在進めている計画で整備をすべきものであると考えます。よって、私は原案に賛成をいたします。

議員各位におかれましても、以上の趣旨をよくご理解をいただいた上で、原案に対してご賛同いただきますように、お願いを申し上げ、原案に対する賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（久保田哲生議員）

次に、議案第66号について、修正案に賛成の討論を含む討論を許可いたします。討論ございませんか。

◎8番（井川英秋議員）

議長。

◎議長（久保田哲生議員）

8番、井川英秋君。

◎8番（井川英秋議員）

私は、今日出した修正案に賛成の討論であり、原案に対する反対の討論を行わせていただきます。

なぜ、修正案賛成といいますと、もう私も今までこの案件が出だして、ずっとずっと反対討論に近い形の意見を言ってまいりました。確かに、去年、ここに建てるという設計、採択、議決をされました。しかし、私たちはそれによって民意に知ってもらっているのでございます。そのことにより、いろいろ私も特に西部の意見を行政の方に対して言ってまいりました。行財政改革特別委員会の中で、今現在の県会議員さんの藤田委員長のもとで財政状況の中ではどうしても無理だと、第2の夕張になるということも十分理解はできました。しかし、3月においての行政側の提案、どうしても西部方面としての私としては納得でき

ない。しかし、そのような中で何か修正ができんかと行政側にも提案をし、地元の方々とも陳情にもまいりました。しかしながら、最初出された案件どおり、提案どおりの何の修正、特に西部方面の人々の気持ちを酌んでくれないような予算にしか私は思えません。

先程、中川議員さんの方から趣旨説明がございましたが、今現在、市長の方からケーブルテレビ等々説明はしておりますが、市民からの意見集約、私はまだ決してできてないと思います。それと、どうしても私の考える中では、ここに固めてしまうとバランスがとれないように思えます。それを私はずっとずっと考えておる次第でございます。それと、先程も申しましたが、30億から33億であきらめたのに、あの時出したんは多分試算で二十数億じゃと思います。私は、そのところがどうしても理解できん。

そういうことで、私、今現在はどうしてもこの提案に対して、賛成するわけにはいきません。将来、禍根を残すようなことでは絶対いけないと思いますし、それぞれ行政側、議会側、またその地域、地域によって皆さん意見は違うと思います。しかし、私もどうしてもあの合併時の協定書、これがなぜ3町1村でできたかと考えると、今の考えにしか私の頭の中ではどうしてもそうしか理解できません。

どうか、まだまだ時間はございます。建てるまでにも時間はございます。この間も一般質問の中で、私、行政の方に対して、いつでも呼んでいただければひざ詰め談判でも話します。あの時に市長に質問はしたらいかんのですが、意見を言わせてもらいました。しかし、あれから何の話もない。このまま推し進めてしまえというようにしか、私にはどうしても理解できません。多分、私の意見はこの議会の中では少ないと、今現在思っております。しかし、私の心中をお察しいただき、この反対、修正案に対する賛成、そのことを懸命な議会議員の皆様方に真意をお酌み取りいただき、この修正案にできれば賛成していただきたいと思っております。

原案に対して反対の討論ということで、私の意見とさせていただきます。どうか、よろしく願いを申し上げます。

◎議長（久保田哲生議員）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

議案第66号にかかわらず討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

討論がないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

最初に、議案第63号、美馬市暴力団排除条例の制定についてから議案第65号、美馬市火災予防条例の一部改正についてまでの3件について、一括採決を行いたいと思っております。

議案第63号から議案第65号までの3件については、委員長報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。議案第63号から議案第65号までの3件については、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第65号までの3件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、平成24年度美馬市一般会計補正予算（第2号）を採決します。

中川重文君ほか2名から修正案が提出されておりますので、まず、この修正案についての採決を行います。

お諮りします。中川重文君ほか2人から提出された修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

◎議長（久保田哲生議員）

起立少数であります。ご着席ください。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、委員長報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（久保田哲生議員）

起立多数であります。ご着席ください。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第67号、平成24年度美馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第69号、平成24年度美馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件について、一括採決を行います。

議案第67号から議案第69号までの3件については、委員長報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。議案第67号から議案第69号までの3件については、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第69号までの3件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成23年度美馬市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第73号、平成23年度美馬食肉センター組合歳入歳出決算認定についてまでの4件について一括採決を行いたいと思います。

委員長の報告は、議案第72号については原案可決、議案第70号、議案第71号及び議案第73号については、いずれも原案認定であります。

お諮りいたします。議案第70号から議案第73号までの4件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(久保田哲生議員)

異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決、また議案第70号、議案第71号及び議案第73号は、原案のとおり認定することに決しました。

ただ今、決算特別委員会に付託いたしておりました4議案について可決または認定をいたしましたので、決算特別委員会はこれをもちまして消滅といたします。どうもご苦勞でございました。

次に、議案第74号、辺地に係る総合整備計画の策定についてから議案第77号、物品購入契約の締結についてまでの4件について、一括採決いたします。

議案第74号から議案第77号までの4件について、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。議案第74号から議案第77号までの4件について、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(久保田哲生議員)

異議なしと認めます。よって、議案第74号から議案第77号までの4件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、中尾山林業者等健康増進施設の指定管理者の指定についてから議案第81号、中尾山森林総合利用施設の指定管理者の指定についてまでの4件について、一括採決いたします。

議案第78号から議案第81号までの4件について、委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。議案第78号から議案第81号までの4件について、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(久保田哲生議員)

異議なしと認めます。よって、議案第78号から議案第81号までの4件については、原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第2号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

◎3番(武田喜善議員)

3番、武田。

◎議長(久保田哲生議員)

3番、武田喜善君。

◎3番（武田喜善議員）

それでは、議長からご指名をいただきましたので、発議第2号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について提案理由の説明をいたします。

地球温暖化対策のための税の導入が、平成24年度税制改革大綱に盛り込まれ、本年10月から施行されることになっています。地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっております。

もとより、地球温暖化防止対策を確実なものとするためには、森林の整備・保全などの森林吸収源対策や豊富な森林環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、これら市町村では木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあるほか、森林・林業及び山村の活性化に取り組むための恒久的・安定的な財源に不足を来しています。

そこで、この地球温暖化対策のための税の導入による国の増収分の一定割合について、意見書案の下段でございますように、二酸化炭素吸収源として、最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、市町村の森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築することを求めるものであります。

なお、詳細については意見書をご覧くださいと思います。

また、提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣でございます。

議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（久保田哲生議員）

以上で、発議の趣旨説明は終わりました。

これより発議第2号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

質疑ないようでございますので、質疑なしと認め、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。発議第2号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ただ今可決されました意見書につきましては、直ちに関係機関へ送付いたします。

日程第5、発議第3号、徳島地方・家庭裁判所美馬支部への裁判官常駐と管内の裁判所充実を求める意見書についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

◎2番（林 茂議員）

2番。

◎議長（久保田哲生議員）

2番、林茂君。

[2番 林 茂議員 登壇]

◎2番（林 茂議員）

ただ今議長のご指名がございましたので、ただ今上程をいただきました発議第3号、徳島地方・家庭裁判所美馬支部への裁判官常駐と管内の裁判所充実を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

美馬市議会会議規則第14条第2項の規定により、総務常任委員会発議として提出するものであります。裁判所は、司法権を担う機関であり、司法権の行使を通して紛争解決を図り、社会主義を実現させる極めて重要な役割を負っております。現代社会は社会経済の高度化・グローバル化や規制緩和が進み、その結果、社会構造が複雑化し、裁判所の存在意義は更に重要なものとなっております。現在、徳島県西部の司法を担う徳島地方・美馬支部には裁判官が常駐しておらず、開廷日が週2回に限られ、地域住民の裁判を受ける権利が著しく損なわれた状況にあります。

そこで、速やかに徳島地方・家庭裁判所美馬支部への裁判官常駐を実現させ、開廷日を大幅に増加させるとともに、管内の家庭裁判所出張所、簡易裁判所を含め、支部管内における裁判所機能を充実強化するよう、国に対し強く要望するものであります。

なお、詳細につきましては、意見書をご覧いただきたいと思います。また、提出先につきましては、記載のとおりであります。

以上で、発議第3号について提案理由の説明を終わります。ご審議いただき、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（久保田哲生議員）

以上で、発議の趣旨説明は終わりました。

これより、発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（久保田哲生議員）

特にないようでございますので、質疑なしと認め、発議第3号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(久保田哲生議員)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(久保田哲生議員)

異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただ今可決されました意見書につきましては、直ちに関係機関へ送付いたしたいと思っております。

次に、日程第6、発議第4号、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

◎2番(林 茂議員)

2番、林。

◎議長(久保田哲生議員)

2番、林茂君。

[2番 林 茂議員 登壇]

◎2番(林 茂議員)

ただ今議長のご指名がございましたので、ただ今上程をいただきました発議第4号、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。美馬市議会会議規則第14条第2項の規定により、総務常任委員会発議として提出するものであります。

昨年、我が国を襲った東日本大震災は、マグニチュード9.0という国内最大の巨大地震とそれに続く巨大津波、そして原発事故という未曾有の大災害をもたらし、東北地方太平洋岸地域に甚大なる被害と死者・行方不明者約2万人の犠牲者を出す衝撃的な巨大な災害でありました。この東日本大震災における我が国の対応は、正に想定外という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となりました。

世界の多くの国々では、今回のような大規模自然災害の発生時には非常事態宣言を発令し、政府主導で対応しており、我が国のように平時体制のままで国家的緊急事態に対処しようとする、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、更に被害が拡大することとなります。

一昨年来、尖閣諸島、北方領土、竹島における領土問題や北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が多々発生しており、国会及び政府においてはあらゆる事態に備え緊急事態基本法を早急に制定されるよう強く要望するものであります。

なお、詳細につきましては、意見書をご覧いただきたいと思います。また、提出先につきましては、記載のとおりであります。

以上、発議第4号について、提案理由の説明を終わります。

ご審議をいただき、議員各位にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**◎議長（久保田哲生議員）**

以上で、発議の趣旨説明は終わりました。

これより、発議第4号に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

**◎議長（久保田哲生議員）**

特にないようでございますので、質疑なしと認め、発議第4号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**◎議長（久保田哲生議員）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（久保田哲生議員）**

異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ただ今可決されました意見書につきましては、直ちに関係機関に送付いたします。

日程第7、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元にご配付をいたしておりますとおり、閉会中の継続調査について申出書が提出されております。

お諮りいたします。継続調査については、各委員長の申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（久保田哲生議員）**

異議なしと認めます。よって、継続調査については、各委員長の申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

次に、日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。



お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び美馬市議会会議規則第167条の規定により、お手元にご配付のとおり議員派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、お手元にご配付のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

ただ今議決されました議員派遣に変更がありました場合の措置については、議長に委任されたいと思います。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長よりごあいさつをいただきます。

◎市長（牧田 久君）

議長。

◎議長（久保田哲生議員）

牧田市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

美馬市議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、大変お忙しい中、連日にわたりまして活発なご審議を賜り、提出をさせていただきましたすべての議案につきまして、原案のとおりご可決またご同意を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、今議会開会日に申し上げました大理市との友好親善事業でございますが、大理市側から、楊曉大理市人民政府常務副市長を団長とする6名の訪問団が本市を訪問したい旨の申し出をいただき、今月25日から4日間の予定で調整を進めていたところでございます。しかしながら、今月の13日に楊副市長から急な公務が入ったため訪問を延期したいとの申し出がございました。美馬市といたしましては誠に残念なことではございますが、やむを得ないものと受けとめてございます。

国際交流は両国の草の根交流こそが理解を深める大きな要素でございます。今後、早期の来訪が実現することを期待いたしまして、大理市と調整を図りながら、ますます友好交流を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

これから年末にかけては、国の来年度の予算編成を行う重要な時期となるわけでございますが、併せまして今年度の補正予算の編成についても、政府において検討がなされているところでございます。

本市におきましても、厳しい市内の経済状況の中で切れ目のない経済対策は必要不可欠と考えておりますので、今後とも国の動向をしっかりと見きわめながら、補正予算など有利な財源を活用した経済対策にできる限り効果的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

議員各位を始め、市民の皆様方には引き続き市政に対しまして格段のご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げる次第でございます。

結びとなりますが、日増しに秋も深まり、朝夕は肌寒さも感じる気候となつてまいりました。季節の変わり目は体調を崩しやすい時期でございます。議員の皆様におかれましては、健康には十分ご留意をいただきまして、市政発展のためにますますご活躍されますようご祈念を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎議長（久保田哲生議員）

平成24年9月美馬市定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る9月5日開会日より本日まで24日間にわたり、終始ご熱心にご審議を賜りまして、すべての案件を議了いただけましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。

なお、市長を始め、理事者各位におかれましては、審査過程において、議員各位から表明されました意見や要望を今後の市政運営に十分に反映されますようお願いをいたすものであります。

閉会中におきましても、各委員会の継続調査が予定されております。皆様方におかれましては、市政発展のためにますますご活躍を賜りますようご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

これもちまして、平成24年9月美馬市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時13分